

委員会提出議案第3号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第112条及び西脇市議会会議規則第13条の規定により提出する。

平成29年11月30日

西脇市議会議会運営委員長 村 井 公 平

(理由)

一般会議の名称及び政務活動費の公開に係る取扱いの変更に伴う必要な改正を行うため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条（見出しを含む。）中「一般会議」を「課題懇談会」に改める。

第28条第2項中「証票類を添付した収支報告書」を「収支報告書及び領収書その他の支出を証すべき書面（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同条第3項中「政務活動費の収支報告」を「収支報告書等（西脇市情報公開条例第7条各号に規定する情報を除く。以下この項において同じ。）」に改め、同項ただし書中「前項の収支報告書」を「収支報告書等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。